

フランス製造物責任法における開発危険の概念

—二世紀のリスク—

クリスティアン・ラルメ

(パリ第二大学教授)

野澤正充訳

一 問題の所在

- 一 問題の所在
- 二 製造物責任法における開発危険の抗弁
- 三 開発危険の抗弁と欠陥の概念
- 四 開発危険の抗弁と免責原因
- 五 法定責任としての開発危険の抗弁

〔二〕フランス法では未知の「開発危険」の概念が初めて登場したのは、欠陥製造物による責任に関する一九八五年七月二十五日のEC指令においてである。そして、その規定は、一九九八年五月一九日の法律（製造物責任法）によって国内法化され、民法典第一三八六条の一以下に規定されている。

この「開発危険」の概念は、現在のフランス法では、製造物責任に関してしか認められていない。しかし、より一般的に、この概念が、民事責任全体に拡張されうるか、または、拡張されなければならないかは問題である。

右の問題に対するアプローチの仕方には、次の二つのものがある。

第一のアプローチは、開発危険の概念が、民事責任に関してなじみのないものであるから、開発危険の抗弁は、それを定める特別の規定なしには認められないとする。換言すれば、欠陥製造物による責任に関する開発危険の概念を認めることは、フランス法は開発危険を斟酌しないという原則に対する例外を構成するものである。

これに対して、第二のアプローチは、欠陥製造物による責任に開発危険を認めるとは、他の責任についての例示である、と解すべき旨を主張する。換言すれば、欠陥製造物による責任に関する開発危険についての民法典の規定は、法律によつて明文化されていない一般原則の個別的な適用でしかないとする。そして、フランス法においては、書かれていない一般原則の個別的適用の例が他にも存在する。⁽¹⁾

〔二〕 右の二つのアプローチのいずれを選択するかは、開発危険の概念による。

かりにこの概念が、責任を免れしめる外来原因に対応するものであるとすれば、その適用範囲を単に欠陥製造物による責任に限定することは難しい。なぜなら、免責原因の概念は、不法行為責任であるか契約責任であるかを問わず、あらゆる民事責任において同じであるからである。それゆえ、一九九八年五月一九日の法律を注釈した学者の中には、開発危険による免責の原則の一般的な拡張につき、懸念を表明する者も存在した。⁽²⁾

これに対して、かりに開発危険による免責が、免責のための外来原因ではないとすれば、その適用は、開発危険の抗弁が設けられた製造物責任のみに限定され、それが他の領域に伝播する危険はないであろう。

〔三〕 この問題は、無視することのできない実益を提示する。すなわち、二〇〇〇年の幕開けにおける科学と技術の急速な進展は、次第に、新しい製造物の安全性が、それ以前の、流通に置かれた時にはその安全性の欠缺に気

づかれなかつた製造物を、より安全でないものとみなす、という結果をもたらすことになる。開発危険の核心にあるのは、まさにこの問題である。

もし開発危険が免責原因であるとすれば、被害者に重大な社会的結果をもたらすとともに、製造者にも、同様に重要な経済的結果をもたらすことになる。というのも、民事責任法においては常に、責任者（ここでは製造者）に対する厳格さは、製品の値上がりをもたらすからである。すなわち、被害者に対してあまり寛大でない損害賠償システムからもたらされる価格よりも、製品のコストはより高くなり、その結果、製造者は消費者を害して製品の値段をつり上げることになる。つまり、安全性に対する費用は、必然的に製品の価格に上乗せされるのである。

これに対して、製造者に充分な利益を与える責任体系は、損害賠償をなかなか認めない点で被害者に対して不利な結果をもたらすけれども、製品の値上げをもたらさない点では、消費者に有利である。

右の二つの立場の選択は、一般の消費市場にとつては重要である。しかし、国内の市場をすべての外国製品に開くという取引のグローバル化なし国際化の観点からは、この問題は同じような仕方では提起されない。なぜなら、開かれた市場においては、国内製品も外国製品も同じように扱われなければならず、そのことは、適用されるべき基準の同一性のみならず、製品の安全性の欠如に関する製造者の責任体系の同一性をも前提とするからである。

しかし、たとえ欠陥製造物による責任の統合が、競争による不均衡を避けるために望ましいとしても、そして、まさに一九八五年七月二十五日のEC指令の目的がかかる統合にあつたとしても、その統合はやはり全体的なものではなく、地理的に限定されていて、この問題についての法の抵触は直ちにはなくならない。

ところで、法の抵触がある場合に、どこの国の法律が適用されるかは、契約責任と不法行為責任とでは異なり、その結果、適用される法規範が必ず、製品が流通に置かれた国の法律であるということにならない。すなわち、製

造者の国の法律が適用されることもありうるのである。

二 製造物責任法における開発危険の抗弁

〔四〕一九九八年五月一九日の法律は、「製造者が自己の製造物の欠陥によつて生じた損害につき責任を負う」（民一三八六条の一）と規定し、欠陥の概念については民法典一三八六条の四第一項で明らかにする。その規定によれば、「製造物が正当に期待しうる安全性を有しない場合には、本章の意味における欠陥がある」とする。実際に、立法者は、製造者に安全債務を負わせるつもりであった。というのも、欠陥は、売買に関して問題となる民法典一六四一条の隠れた瑕疵には合致せず、また、民法典一七九一条の建築物の欠陥にも該当しないからである。

もつとも、後者の建築物の欠陥は、製造物の欠陥に近い。というのも、この条文は、建築物の耐久性の欠如を通して、建築物の安全性の欠缺を前提とするものであるからである。⁽³⁾ そして、製造者の債務は、その製品が十分な安全性を有していなかつたことから生じる身体および財産に対する損害の賠償を目的とする。それゆえ、まさに安全債務の問題であると解される。

また、製造者の責任は、その過失（フォート）を前提としないものであるため、結果債務であることは疑いがない。⁽⁴⁾ しかし、製造者は、自己の製造物が決して損害の原因とならない、ということを保証する義務を負うものではない。それを保証するような場合は、結果債務よりもむしろ担保責任の問題となるであろう。なぜなら、製造者の責任の免責原因が民法典一三八六条の一に規定され、かかる規定は保証債務の問題とすると、理解できないものであるからである。というのも、保証債務と結果債務とを本質的に区別することは、時に議論がなされうるとしても次のように可能であるからである。すなわち、保証債務は、その不履行の場合に、通常は免責原因が認められないのに対しても、結果債務の不履行の場合には、債務者が外来原因の存在を証明したときは、責任を問われないこ

となる。

〔五〕 民法典一三八六条の一三は、製造者の特別の免責原因を規定する。すなわち、被害者の過失（フォート）の問題である。この規定によれば、「損害が製造物の欠陥と被害者の過失の双方によつて生じた場合」には、製造者の責任の全部または一部が免責される。

右の規定は、免責原因に関する現行フランス法には合致しない。なぜなら、一般法では、被害者の過失が不可抗力の性質を有する場合には、全部免責の原因となり⁽⁶⁾、被害者の過失が損害の発生に寄与する、換言すれば、被害者の過失が不可抗力の要件を充たさない場合には、単に一部の免責を導くにすぎないからである。⁽⁷⁾

ところで、一三八六条の一三は、製造者に全責任を免れさせる余地を認めつつ、被害者の過失が単に損害の発生に寄与した場合のみを規定する。しかし、被害者の過失が不可抗力の性質を有する場合には、製造者にその通常の効果、すなわち、製造者の責任の消滅を認めるべきである。さらに、製造物責任に関する法律が特に不可抗力を考慮に入れていないとしても、それを排除すべき理由はない。不可抗力は、責任の全部免除の原因として認められるべきである。なぜなら、原告は欠陥と損害との間の因果関係を証明しなければならず（民一三八六条の九）、その因果関係は、被告が不可抗力の事情の存在を証明すれば、破られるからである。

また、第三者の行為に関しては、民法典一三八六条の一四が、一般法の解決を認めているにすぎない。すなわち、第三者の行為が不可抗力の性質を有する場合にしか、免責が認められない。第三者の行為が単に損害の発生に寄与した場合には、共同責任者の全部義務（in solidum）の制度の結果、責任の一部免除も認められないことになる。

〔六〕 一九八五年七月二十五日のECC指令第七条のeをほとんど逐語的に継受することによつて、フランスの立法者は、開発危険の場合の責任の不存在の原則を、民法典一三八六条の一第一項第四号に規定した。すなわち、

「製造者は、…製造物が流通に置かれた時点の科学技術上の知見の水準に照らし、欠陥の存在を発見することが不可能であつたこと…を証明しない限り当然に責任を負う。」

しかし、EC指令によつて加盟国に留保された選択権を使うことにより、民法典一三八六条の一二是、開発危険の場合の製造者の責任の不存在の原則に二つの例外を認めている。

第一の例外は、「損害が、人体の組織または人体由來の製造物によつて惹き起されたものである場合」である。第二の例外は、民法典一三八六条の一六に規定された一〇年の間に欠陥が明らかになつた場合において、製造者が、「損害の発生を防止するために適切な措置を講じていなかつたときは」、開発危険についても責任を負うとするものである。

実際には、第一の場合のみが、開発危険の抗弁の真の例外となる。というのも、第二の場合には、製造者の責任が過失に基づくものであるからである。すなわち、科学ないし技術の発展よつて製造物の欠陥を発見した後に、製造者は、その損害の発生が蓋然的であるか、少なくとも予見できたにもかかわらず、それを回避する試みを何もしていいないのである。かかる場合には、開発危険を証明したとしても、製造者の免責を認めないことが妥当である。

開発危険の抗弁の規定は、開発危険が次の場合にしか免責事由とならない旨を規定する。すなわち、①製造者が、製造物が流通に置かれた時点の知見の水準によつては、その欠陥を発見できなかつたことを証明し、かつ、②製造者の行為が、欠陥を発見した後損害の発生前までにおいて非難されるべきでない場合である。

したがつて、知見の進歩ないし発展によつて、欠陥が発見される前に生じた損害についてのみ、開発危険の抗弁の原則が適用されることになる。

三 開発危険の抗弁と欠陥の概念

〔七〕 開発危険の場合の責任の不存在と、民法典一三八六条の四第三項に規定された解決とを混同しないように注意しなければならない。この規定によれば、「製造物は、後により改良された他の物が流通に置かれたという事実のみによつては、欠陥があるものとみなされることはない」とする。確かに、この場合には、開発危険の場合と同じように、原則的には製造者の責任が認められない。しかし、両者の状況は全く異なる。

〔八〕 まず、製造者は、科学技術の発展がなければ、製造物を改良し、または、改良された製造物を流通に置くことはできない。ところで、開発危険（の抗弁が認められるために）は、必然的にかかる発展を前提とし、かつ、製造者はその発展を立証しなければならない。なぜなら、科学技術の発展に関する立証責任は製造者に課されるからである。すなわち、製造者がその責任を免れるためには、その製造物を流通に置いた時点の知見の水準では、その欠陥を発見することができなかつたことを証明しなければならない。その結果必然的に、この証明を行うために、製造者は、科学技術が、製造物が流通に置かれた後にしか発展しなかつたことを証明しなければならないことになる。というのも、製造物が流通に置かれた時の知見の水準と、開発危険が現実化して損害が発生した時の知見の水準との比較によつてしか、その証明はなされえないからである。

科学ないし技術の発展によつて製造物の改良がなされた場合に、開発危険にアプローチするというのが現実である。しかしながら、二つの概念はなお、区別されるものである。なぜなら、開発危険は、製造物が流通に置かれた時に、その当時の知見の水準では欠陥を発見できなかつたという証明を前提とするのに対し、民法典一三八六条の四第三項の適用に関しては、かかる証明は必要ないからである。

これに対し、改良を証明することによつて欠陥の存在を認めさせようとするのは、被害者の側である。製造者

は、製造物が流通に置かれた時点でよりよい物を作りえなかつた、ということを証明する必要はない。製造者の主張に応じて、改良された物がより古い製造物の欠陥を明らかにしないとみなすのは、単に裁判官（の権限）に属する。

〔九〕 つぎに、そしてとりわけ、民法典一三八六条の四第三項から明らかなように、製造物の改良ないしより完全な新しい製造物が流通に置かれたことから、以前の製造物に欠陥があつたとみなすことはできない。換言すれば、改良は、その改良がなされる前に欠陥があるとはみなされなかつた物を、欠陥があるとするものではない。それゆえ、安全ベルトを備えていない自動車は、安全ベルトの登場後に欠陥があつたとはみなされない。さらに、ブレーキをかけた場合にタイヤが急に停止しないシステム、いわゆるA B Sを備えていない自動車は、新しいモデルに関してこのシステムが装備された後にも、欠陥があるとはみなされえない。⁽⁸⁾

実際に、開発危険に関する一三八六条の一第一項第四号と、以前の製造物の改良に関する一三八六条の四第三項との比較は、前者においては欠陥が存在し、他方、後者においては欠陥がない、ということを明らかにする。このことが、開発危険の概念を明確にするために、本質的に重要なことである。

〔一〇〕 開発危険は、製造物の欠陥に対応する。いずれにせよ、フランスの立法者は、一九八五年七月二五日のE C指令に従い、かつ、加盟国に留保された開発危険の場合の製造者の責任を認める可能性を行使せずに、かかる場合における責任の不存在の原則を認めた。

もつとも、開発危険の抗弁を認めるか否かが、一九九八年五月一九日の法律となつた条文の推敲に際して、国民議会で長い間議論されたことは確かである。⁽⁹⁾ そして、立法者が開発危険の抗弁を認める決定したのは、経済的要請のゆえであつたことも確かである。すなわち、E Cの他の国々との競争に直面して、フランスの企業を弱体化させることは問題外である。そして、少なくとも工業大国である加盟国は、開発危険の抗弁を認めていた。⁽¹⁰⁾

しかし、たとえ経済的要請による理由が全く正当であるとしても、なお、開発危険の現実化を証明した場合に、製造者の責任の消滅を法的にも正当化する試みをしなければならない。

四 開発危険の抗弁と免責原因

〔一一〕右の問題は、開発危険が製造者の責任の免責原因となるか否かにかかる。これは、純粹に理論的な問題では全くない。なぜなら、もし開発危険が免責原因であり、とりわけ不可抗力の一つであるとすれば、開発危険の抗弁を、それが法律によつて明示的に認めている製造物責任のみに閉じこめておくことは、適当ではないからである。開発危険は、不可抗力の概念を著しく改め、一般的に不法行為ないし契約責任に適用されることとなるであろう。

また、開発危険が製造者の免責原因にはあたらず、欠陥製造物による責任に特有の理由によつてその承認が正当化されるのであるとすれば、それを一般的に適用する理由はないことになる。

〔一二〕条文の文言解釈は、開発危険を免責原因に含めることに有利に働くであろう。すなわち、人の身体の構成要素に関する開発危険の抗弁の排除につき、民法典一三八六条の一⁽¹¹⁾第一項は、明文上、開発危険が免責原因に対応することを認めている。

しかし、立法者は、「免責原因」という用語をその真の法技術的意味を超えて、つまり、製造者の責任を消滅させる要因として用いたのである。それゆえ、法律の文言で決定してはならず、製造者の真の免責原因は、民法典一三八六条の一⁽¹²⁾および一二（開発危険の抗弁）ではなく、一三八六条の二⁽¹³⁾および一四において検討されなければならない。

〔一三〕一部の研究者は、開発危険が不可抗力に含まれるとして、これを外来の免責原因とみなしている。この

見解も、不可抗力の諸要素を検討し、外在性がその要素の一つでなければならぬとすれば、開発危険を不可抗力の一場合とみなすことはできない、ということは認めてい。しかし、近時の判例は、例外を除いて多くの場合に、不可抗力をそれを構成する事象 (*événement*) の不可抗性 (= 抵抗できないこと) に還元する。⁽¹⁴⁾ 換言すれば、契約責任に関しては、債務者がその債務を履行することが不可能であるということが、直ちに不可抗力を構成する。そこで、開発危険を外来原因に吸収することに好意的な学説によれば、欠陥が後の科学ないし技術的知見の発展によつてしか発見できないために、製造者が自己の製造物の欠陥を明らかにしえない場合においては、その責任は認められえないことになる。なぜなら、製造物を流通に置いた時点では、欠陥を発見することが不可能であり、そのことが不可抗力の事由となるからである。

もつとも、人体の組織から生じた損害については、製造者は責任を負うことになり、右の見解とは矛盾することも確かである。しかし、右の見解はこの点を、次のように巧みに回避する。すなわち、人体由来の製造物については、製造者は保証責任を負うのに対して、他の製造物については、結果債務を負うにすぎないとする。というのも、原則として、結果債務については、債務者の責任が外来原因によつて免責される余地があるのに対して、債務者が保証責任を負う場合には、かかる免責の余地がないからである。⁽¹⁵⁾

〔一四〕しかし、開発危険を外来原因と解するのは妥当でない。外来原因の特質は、損害を与えることが予測される事実と損害の発生との間の因果関係を切断することにある。換言すれば、外来原因の証明は、損害の原因であると考えうる事実が、実際には、損害の原因ではない、ということを証明するものである。それは、以下のように、開発危険の証明の効果ではない。

〔一五〕まず第一に、開発危険は製造物の欠陥を構成する。確かに、法律は、製造者がこの欠陥から生じた損害につき責任を負わない旨を規定する。しかし、そのことは、欠陥が存在しないということを認める理由にはならな

い。開発危険は、正当に期待される安全性を製造物が備えていないという場合に認められるものであり、そのことは欠陥以外の何ものでもない。

さらに、一九八五年のEC指令の導入以前のフランス法においては、欠陥製造物によつて生じた損害について、製造者が開発危険に関しても責任を負うことが認められていた。なぜなら、フランス法では開発危険の抗弁が知られていなかつたからであり、したがつて、製造者の免責を認める理由がなかつたからである。

製造者の契約責任が瑕疵担保責任に基づいて認められていたときには、開発危険は担保責任を生じる隠れた瑕疵であると解されていた。医薬品に関しては、一部の学者は、判例が微妙であることを主張していた。しかし、その主張は正当でない。引用される二つの判決、すなわち、一九七三年五月二三日の判決⁽¹⁸⁾と一九八六年四月八日の判決⁽¹⁹⁾は、開発危険の場合に、試験所の責任の不存在の原則を認めるものではないよう解される。

まず、一九七三年判決は、過失に基づく責任を排除し、開発危険を扱うものではない。他方、一九八六年判決は、医薬品に対する特別な過敏症が問題となつた事案に関するものであった。もつとも、より直裁に、この判決が開発危険にかかるものであると解することも可能である。けれども、かかる解釈には消極的である。というのも、もしこの判決が開発危険の抗弁を認めたものであるとしても、いざれにせよ、特異な判決であると解されるからである。

〔二六〕 HIVあるいはC型肝炎によつて感染された血液による輸血に関して、破毀院は、近時の一連の判決において、製造者の安全結果債務に基づき、血液の瑕疵が明らかになりえなかつたとしても、その製造者の免責をもたらしうる外来原因を構成するものではないと判示した。⁽²⁰⁾これらの判決からは、明確に、開発危険が製造者にその責任を免れしめるものではないことが帰結される。⁽²¹⁾

一九八五年七月二十五日のEC指令を国内法化する法律の直前において、判例法理を形成したのは、まさにこれら

の判決である。さらに、開発危険に関しては、医薬品を他の製造物と異なる仕方で扱うべきいかなる理由も存在しない。この判例によつて認められた結論は、開発危険が実際には欠陥そのものである、ということである。

〔一七〕第二に、感染された血液に関する一九九五年および一九九七年の判決からは、開発危険に基づく欠陥が外来原因を構成しない、ということが帰結される。この結論は論理的である。なぜなら、製造者に賠償が求められている損害の原因是、まさに欠陥、すなわち、製造物の適法な安全性の欠如であるからである。

それでは、一九八五年のEC指令および一九九八年のフランスの立法者によつて採用された、開発危険が製造者に通常課される責任を免れさせるという立場を、法的には、どのように正当化しうるのであろうか。

開発危険のゆえに製造者を免責するということは、製造者に対し、その製造物の欠陥を非難するものではない、ということを前提とする。もし、製造者の責任が過失（フォート）に基盤づけられるのであれば、欠陥の存在は製造物を流通に置いた後に、科学ないし技術的知見の発展によつてしか発見できなかつたのであるから、フォートはなかつたと考えられる。

しかし、製造者に課される損害賠償義務は、過失を前提とするものではない。法定責任が問題となるのである。実際に、経済的要請のゆえに、ECの立法者は、開発危険を製造者の責任となしえなかつたのであつた。これは、非難可能性(imputabilité)の問題であつて、因果関係の問題ではない。法的論理による解決よりも、より経済的な要請による解決が優先されたのである。厳格な法的論理および法定責任の論理的整合性からすれば、開発危険による免責は考慮されるべき余地がなく、論理的には、存在しない外来原因の概念を拡張することは問題外である。開発危険は、民法典一三八六条の一以下によつて設けられた責任に特有の解決であり、他の場合に波及されうるものではない。なぜなら、この解決は例外的なものであり、民事責任の一般法に反する特別な明文規定に基づくものであるからである。したがつて、この解決による法秩序の混乱をおそれる必要はない。

五 法定責任としての開発危険の抗弁

〔一八〕法定責任ゆえの論理的整合性の不存在は、とりわけ、一九九八年五月一九日の法律において規定された二つの解決に関連する。

まず第一に、民法典一三八六条の一²²第一項は、人体の組織および人体由来の製造物に関しては、開発危険の抗弁を認めない。もし開発危険の抗弁が論理的に一貫しなければならないとすれば、これらの製造物と他の製造物をなぜ区別して扱うのであろうか。その説明は不可能であり、一部の学説のように、結果債務と保証債務の違いであるとすることも、他の領域では論理的だが、ここでは不自然である。

開発危険に関して、人体由来の製造物を排除するのは、他の製造物についての免責の原則と同様に、法的でない理由に基づく。開発危険の抗弁による免責が経済的要請に基づくものであるとすれば、人体由来の製造物についての免責は社会的要請に基づくものである。すなわち、一九八〇年代半ばの感染された血液のスキヤンダル以外の理由を見つけることはできない。

〔一九〕第二に、一九八五年七月二十五日のEC指令²³は、開発危険の抗弁を認めることについて、加盟国に選択権を委ねていた。²⁴もし製造者の責任が論理に基づくものであるとすれば、開発危険の抗弁を認めるか否かは必然的にいずれかに決められなければならない。しかるに、それを認めるか否かの選択権が認められたことを、いかに説明しうるであろうか。

その説明もまた不可能であろう。それゆえ、開発危険に関して一九九八年五月一九日の法律によつて採用された立場は、法的要請に基づくものではない、という明白な事実に従わなければならない。その存在を疑う余地のない欠陥と損害の間に明らかな因果関係があるとしても、単純に開発危険の責任を製造者に負わせることはできない。

開発危険の抗弁を認めぬことは、製造企業の研究を妨げないのみならず、製造物の売買代金を値上げする」とのできない製造者に、非常に高くなつた製造コストを負担せねじとなく、また、開発危険を責任保険として上乗せするに由り、その分高くなつた代金額を購入者に負担せねじとなく、（結局は）売買代金額に反映する」とことなる。

外来原因と混同する」となく、免責を認める例外的な場合を創設したのは、一九八五年七月一五日のEC指令である。もともと、特別な免責事由が法律で認められたのは、はじめてのことではない。海上運送業者の責任に関する伝統的な解決がそれである。すなわち、海上運送業者の特別な免責事由は、外来の免責原因に含まれるものではなく、その免責事由が証明された場合には、運送業者の責任が否定される」ととなる。

(1) たゞえば、債務不履行についての抗弁は、民法典によつては、特別な場合にしか認められていない。すなわち、売買に関しては、同時履行の抗弁権を規定する一六一二条、および、買主の代金支払拒絶権を規定する一六五三条がある。また、寄託に関しては、費用の償還まで寄託者が寄託物を留置する旨を規定した一九四八条が存在するにすぎない。

第一六二二条 売主は、買主がその代金を支払わず、かつ、売主が買主に支払いについて期限を付与しなかつた場合には、その物を引き渡す義務を負わない。

第一六五三条 買主は、あるいは抵当訴権によつて、あるいは、所有物返還訴権によつて妨害され、又は妨害されるおそれがある場合には、売主が妨害を終了せぬまでは、代金の弁済を停止する」とができる。ただし、売主が、保証人を立てる」とを望む場合、又は妨害にかかわらず買主が支払う旨を約定した場合には、この限りでない。

第一九四八条 受寄者は、寄託を理由として自己に支払われるべきもの全部の弁済まで、寄託物を留置する」とがやめぬ。しかし、これらの規定の存在は、判例が、書かれていない一般原則に基いて、すべての双務契約において、一般的にかかる抗弁を認める」とを妨げぬものではなし（V. Civ. 1^{re}, 20 juin 1995, R.J.D.A. 1995, n° 1361）。

(2) V. en ce sens, G. Viney, L'introduction en droit français de la directive européenne du 25 juillet 1985 relative à la responsabilité du fait des produits défectueux, D. 1998, Chronique 291 et s, n° 26.

(3) 民法典一七九二条の建築物の欠陥は、一種の安全性の欠如であり、もしそうであれば、それは目的物をその用途に適切なものとする欠陥

を規定する一三八六条の四の欠陥に近づく。また、民法典一六四一条の瑕疵の概念にも近づく。れども、一七九二条によつて建築者に課される債務は、担保責任（民一六四一条参照）であるとともに、建築によつて惹起される損害を賠償する債務（民一三八六条の四参照）もある。

第一六四一条 売主は、売却物が予定していた使用に不適当となるような、又は買主がそれを知つていた場合には取得しなかつたか、より低い価格しか与えなかつたであろうほどにその使用価値を減少させようとしたか、又はその構成要素の一つ若しくはその設備要素の一つにかかわつてその用途に適合しないものとする損害について、それが土地の瑕疵によつて生じるものであつても、法律上当然に責任を負う。

(2) 建築者は、その損害が外来原因から生じたものである」とを証明した場合には、何らの責任も生じない。

(4) 民法典一三八六条の一第一項は、「製造者が当然に責任を負う」と規定する。

(5) ただし、被害者の過失による場合は、この限りでない。

(6) 不法行為責任に関する Civ. 2^{eme}, 27 mai 1999, Dalloz Affaires 1999.11.08. また、契約責任に関する、同様の解決を探る判決がある (Civ. 1^{ere}, 9 octobre 1991, Bull. civ. n° 259)。

(7) 契約責任に関する Civ. 1^{ere}, 21 novembre 1995, J.C.P. 1996. IV. 92. また、不法行為責任に関する Civ. 2^{eme}, 27 mai 1999 (前掲)。

(8) もつとも、ひとたびシステムが発明されれば、それを備えていた車は、(一般に)自動車から期待しうる安全性を欠いていた、と考へられるをえない。ただし、自動車の買主ないし利用者がそのシステムを知りえず、したがつて、ABSを備えていた車と同じ安全性を要求しないことはあり、両者の安全性が同じであることを期待しえない場合は、この限りでない。なぜなら、製造物が達成しなければならない安全性は、絶対的な安全性ではないからである。民法典一三八六条の四第二項は、正当に期待しうる安全性の評価に際しては、すべての事情を考慮しなければならないと規定する。この期待は、二種類の自動車にとって同じものではあるまい。

(9) 開発危険の問題は以前にも、すなわち一九九〇年代はじめに、フランス法へのEC指令の導入のための第一草案が審議された際に議論された。その当時、政府はすでに開発危険の場合における製造者の責任の不存在を認めるつもりであったため、EC指令を導入する第一草案は覆された。

(10) すべての製造物に関して、ルクセンブルクおよびフィンランダが、また、一部の製造物に関して、スペイン（医薬と食料）およびドイツ（医薬）が例外的に開発危険の抗弁を認めていたなかつた。

(11) 民法典一三八六条の一第一項は、次のよつて規定する。すなわち、「製造者が人体の組織又は人体由來の製造物によつて惹起されたものやある場合には、その製造者は、第一三八六条の一第一項の規定する免責原因を援用することができない。」

(12) supra n° 5.

(13) Testu et Moitry, La responsabilité du fait des produits défectueux, Supplément au Dalloz Affaires du 16 juillet 1998, p. 13 et 14. V. aussi, Viney, chronique précitée. ナシ Viney の體文によれば、開発危険の場合における民事責任の消失は、不可抗力の概念に影響を及ぼしか

ルルナム。ムダルル、既事實の消失トガヘリムダ、開発危険が外来の免責原因を構成アル、ルツヘリムを意味するかハドお。

- (14) Com. 1er octobre 1997, Dalloz Affaires 1997, 1217, Rev. trim. dr. civ. 1998, 121, obs. Jourdain, D. 1998. Somm. 199, obs. Delebecque.
- (15) ある事象を予見するルヘリムダ、その現実化を回避するルヘリムダ、あるルタ、結果を遮断や止めしむるがアル、予見不可能性の不存在が妨げとなつて、不可抗力の事象と解するルヒはアガム。ルルニテ、事象の予見可能性がその結果ヒツコトに影響しない場合には、予見不可能性が不可抗力の要件となる必然性はな。
- (16) supra, n° 4 in fine.
- (17) Tetsu et Moitry, article précité, p. 13 et 14.
- (18) Civ. 1ère, 23 mai 1973, J.C.P. 1975. II. 17955, note Savatier.
- (19) Civ. 1ère, 8 avril 1986, J.C.P. 1987. II. 20721, note Viala et Viandier, Rev. trim. dr. civ. 1986. 777, obs. Huet.
- (20) Civ. 1ère, 12 avril 1995, J.C.P. 1995. II. 22467, note Jourdain ; Civ. 1ère, 27 mai 1997, Contrats, conc. consomm. 1997, n° 145, obs. Leveneur.
- (21) ルの結論は、血液おもる、モリ一般的には人体由来の製造物に關して、海は同様である（民11186条の11第一項）。
- (22) supra n° 13.
- (23) 第15条の1・ル参照。
- (24) ECO加盟国ムル、ルの選択権の行使ルヘリムダ、前掲注（一）参照。
- (25) Rodière, Traité général de droit maritime, Affrétements et transports, t. II, n° 616 et s.

【参照条文】 本文中に記及された製造物責任に関する民法典の規定は、以下通りである。

第一三八六条の一 製造者は、被害者と契約関係を結んでいたか否かにかかわらず、自己の製造物の欠陥によつて生じた損害についても責任を負う。

第一三八六条の四 製造物が正常に期待しつる安全性を有しない場合には、本章の意味における欠陥がある。

- ② 正当に期待するルヘリムダ、その安全性の評価に際しては、すべての事情、とりわけ製造物の表象、合理的に予期するルヘリムダ、である用法及びそれが流通に置かれた時期を考慮しなければならない。
- ③ 製造物は、後により改良された他の物が流通に置かれたといふ事実のみによつては、欠陥があるものとみ

なされることはない。

第一三八六条の九 原告は、損害、欠陥及び欠陥と損害の因果関係を証明しなければならない。

第一三八六条の一 製造者は、以下の事項のいずれかを証明しない限り、法律上当然に責任を負う。

(一から三は省略)

四 製造物が流通に置かれた時点の科学技術上の知見の水準に照らし、欠陥の存在を発見することが不可能であつたこと。

五 欠陥が、法律又は行政命令による強制的基準に製造物を適合させたことによるものであること。

② (省 略)

第一三八六条の二 損害が、人体の組織又は人体由来の製造物によつて惹き起されたものである場合は、その製造者は、第一三八六条の一第一四号の規定する免責原因を援用することができない。

② 製造物を流通に置いてから一〇年の期間内に欠陥が発見された場合において、製造者がその欠陥による損害の発生を防止するために適切な措置を講じていなかつたときは、その製造者は、第一三八六条の一第一四号及び第五号に規定される免責原因を援用することはできない。

第一三八六条の三 損害が製造物の欠陥と被害者又は被害者が責任を負う者の過失の双方によつて生じた場合には、すべての事情を考慮に入れて、製造者の責任を軽減または免除することができる。

第一三八六条の四 製造者の被害者に対する責任は、損害の発生に第三者が関与したという事実によつて軽減されることはない。

第一三八六条の一六 製造者の過失に基づく責任は別にして、本章の規定に基づく製造者の責任は、損害を生じさせた製造物それ自体を流通に置いた時から一〇年の期間内に被害者が裁判上の訴えを提起しない限り、その

期間の経過によつて消滅する。

【付記】 本稿は、1999年1月19日に開催された立教大学法学部公開講演会において、クリスティアン・ラルメ (Christian LARROUMET) 教授 (パリ第二大学) が行つた講演の原稿を翻訳したものである。同講演の質疑応答に際しては、金山直樹教授にご協力をいただいた。また、訳文中の製造物責任法の規定に関しては、後藤巻則「フランスにおける製造物責任法の成立」ジュリスト一一三八号七一頁以下 (一九九八年)、同「フランス製造物責任法の成立とその影響」日仏法学二二号 (1999年)、鎌田薰「フランスの製造物責任法」『製造物責任の現在』別冊NBL五三号一九八頁以下 (一九九八年) を参照した。その際に、後藤巻則教授には貴重な助言もいただいた。ここに記して、感謝の意を表したい。

さらに、ラルメ教授による同講演を、お忙しい中、大阪大学において快くお引き受け下さった國井和郎教授および松川正毅教授にも心からの感謝を表したい。